

府域連携周遊事業に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、府域連携周遊事業に関し、必要な事項を定めるものとする。この規定を定めることにより、認知度が高く、集客力も高い「京の七夕」及び「京都・花灯路」と、連携・連動した事業を府域で展開し、府域への周遊観光の促進を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 府域連携周遊事業を実施するにあたり使用する照明器具等（以下、「照明器具等」という。）及び「京の七夕」事業において使用する風鈴灯（以下、「風鈴灯」という。）の貸出事業を府域で実施することとする。なお、本規定で定める事項を除く、貸出期間や貸出手続、主催者の義務等については、京都・花灯路推進協議会が定める「花灯路・ライトアップ支援事業実施要綱」及び本府が定める「風鈴灯の貸し出しに関する取扱要領」に準ずるものとする。

(貸出要件)

第3条 風鈴灯及び照明器具等の貸出は、原則として京都府内において、団体が期間を定めて実施する次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 「京の七夕」と連携した府域での事業（風鈴灯の貸出）
 - (2) 「京都・花灯路」と連携した府域での事業（照明器具等の貸出）
 - (3) 「京の七夕」・「京都・花灯路」の両事業と連携した府域での事業
 - (4) その他京都府商工労働観光部観光室長（以下、「観光室長」という。）が必要と認める府域での事業
- 2 前項に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出を行わない。
- (1) 風鈴灯及び照明器具等の管理及び使用上不適当と認められる場合
 - (2) 営利を主たる目的とする事業である場合
 - (3) その他観光室長が不適当と認める場合

(費用)

第4条 照明器具等の貸出業務で発生する費用の一部又は全部を主催者と協議の上、予算の範囲内で、府が負担するものとする。負担する費用は、次の各号に掲げる費用とする。

- (1) 風鈴灯の運搬費
- (2) 照明器具等の貸出使用料

(3) その他、観光室長が必要と認めるもの。

- 2 ただし、消耗品に要する費用については、貸出を受けようとする事業を主催する者が負担しなければならない。

(その他事項)

第5条 その他この規定の施行について必要な事項は、各関係機関との協議の上、決定することとする。

(附則)

この規定は、令和元年8月22日から施行する。

(附則)

この規定は、令和2年4月7日から施行する。

(附則)

この規定は、令和4年5月1日から施行する。